

公印省略

6 福介連指第 72 号

令和 6 年 12 月 26 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業事業所 管理者 様
介護予防支援事業事業所（地域包括支援センター） 管理者 様

福岡県介護保険広域連合事業課長
（事業課 指定係）

高齢者虐待防止未実施減算等新設に係る各種届出について（通知）

令和 6 年 4 月 1 日の制度改正により、高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算、並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護に身体拘束廃止未実施減算が新設されました。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第一号に規定する厚生労働省が定める基準の制度改正に伴う厚生労働省の通知等により、各種取組が義務化となり、取組が実施されていない事業所については、業務継続計画の未策定については令和 6 年 4 月 1 日に遡って、高齢者虐待防止の未実施については当方が事実を確認した翌月から減算となります。（ただし、業務継続計画未策定減算については訪問系サービス等においては経過措置があります。）

つきましては、各種取組を実施しているか確認等のため、下記要領のとおり届出をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象事業所
 - (1) 地域密着型サービス事業所
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業事業所
 - (3) 介護予防支援事業事業所（地域包括支援センター）

- 2 提出期限
令和 7 年 2 月 14 日（金）必着
※郵送で提出の場合、当日消印有効となります。

3 提出方法

郵送又はメール(shitei-shinsei@fukuoka-kaigo.jp)

※多くの届出が予想されますので、送付された書類の到着について個別確認の対応が出来ない可能性もあります。郵送の提出で到着確認が必要な場合は、配達記録が残るもので送付してください。

4 提出書類

①共通事項	・業務継続計画、高齢者虐待防止、身体拘束等適正化に係るフェースシート（様式はホームページからダウンロード）
②加算変更関係 ※既に該当箇所を”基準型“で提出している事業所は提出不要	・給付費算定に係る体制等に関する届出書 （地域密着型：別紙 3-2，総合事業：別紙 50） ・介護給付費算定に係る体制状況一覧表 （地域密着型：別紙 1-3-2，総合事業：別紙 1-4-2）
③高齢者虐待防止関係	・高齢者虐待防止のための <u>指針</u> ・虐待防止のための対策を検討する <u>委員会を開催したことがわかる書類</u> ・虐待防止に関する <u>職員研修を実施したことがわかる書類</u>
④業務継続計画関係	・業務継続計画に係る <u>職員研修を実施したことがわかる書類</u>
⑤身体拘束等の適正化関係 （※小多機・看多機のみ）	・身体拘束等適正化のための <u>指針</u> ・身体拘束等の適正化を検討する <u>委員会を開催したことがわかる書類</u> ・身体拘束等の適正化に関する <u>職員研修を実施したことがわかる書類</u>

詳細については、ホームページ掲載の別表 1【提出書類一覧】のとおり

※サービス種別ごとに提出書類等が異なりますので該当箇所を確認のうえ提出ください。

○様式掲載場所

福岡県介護保険広域連合 HP > 各種通知（情報提供） > 事業課指定係
> 【高齢者虐待防止未実施減算等新設に係る各種届出の提出等について】

5 提出先・問合わせ先

〒812-0044 福岡市博多区千代 4 丁目 1 番 27 号 福岡県自治会館 3 階

福岡県介護保険広域連合 事業課指定係

Tel：092-981-9074

Fax：092-641-2432

E-mail：shitei-shinsei@fukuoka-kaigo.jp

※多くの届出・問合わせが予想されますので、問合わせについては「質問・問合せ表」に記入し、原則 Fax 又は メール でお願いいたします。